

令和6年度

教育訓練実施計画書(付録)
入校事務の要領

奈良県消防学校

目 次

1 奈良県消防学校入校要綱

事 項 (概要・タイトル等)	消防団員	消防職員		掲載頁
		初	他	
奈良県消防学校入校要綱 (本文)	○	○	○	1
〃 別表1 (入校資格等の基本的事項)	○	○	○	3
〃 別表2 (入校時携行品の一覧表)	○	○	○	4
〃 別表3 (入校経費等の一覧表)		○	○	5
〃 別紙1 (初任教育学生の名札表示と貸与品等の概要)		○		6
〃 様式第1号 (入校申込書(消防職員用))		○	○	7
〃 様式第2号 (入校申込書(消防団員用))	○			8
〃 様式第3号 (入校申込書(消防団員指揮幹部科用))	○			9
〃 様式第4号 (履歴書)		○		10
〃 様式第5号 (経歴書)			○	11
〃 様式第6号 (入校辞退申出書)	○	○	○	12
〃 様式第7号 (修了者名簿 : 消防団員基礎教育関係)	○			13
〃 様式第8号 (自動車乗り入れ申請書)			○	14
〃 様式第9号 (初任教育学生寸法表)		○		15
〃 様式第10号 (聴講申請書)			○	16

2 入校申込み手続き等

	事 項 (概要・タイトル等)	消防団員	消防職員		掲載頁
			初	他	
共通事項	1 教育訓練を受講する場合の入校申込み条件(各科共通)	○	○	○	17
	2 入寮と通学の制度	○	○	○	17
	3 入校申込書等文書の電子メール利用について	○	○	○	19
消防職員	4-1 消防職員初任教育入校申込みの留意事項(基礎体力等)		○		22
	4-2 〃 (健康診断書等)		○		23
消防団員	5 消防団員教育の注意事項等について	○			24
	6-1 消防団員教育訓練一覧表	○			26
	6-2 消防団員教育について(フローチャート)	○			27
	6-3 消防団員教育 標準校時表	○			28
その他	7 開催日について「別途協議」としている教育訓練について				30
	8 県民普及教育講座実施要領				30

※ 関係するページに「○」を付しています。

奈良県消防学校入校要綱

第1 目的

この要綱は、奈良県消防学校校則（昭和48年奈良県規則第71号。以下「校則」という。）第17条に基づき、消防職員及び消防団員（以下「消防職員等」という。）を入校させる場合の手続き及び消防学校教育訓練計画に基づく教育訓練の実施に際し必要な事項を定める。

第2 入校手続き等

1 入校申込要領

- (1) 消防職員等を入校させる場合の手続きは、校則第8条第1項の規定に基づき、消防職員等の任命権者が、入校申込書（消防職員は様式第1号、消防団員は様式第2号、消防団員指揮幹部科は様式第3号とする。）を提出しなければならない。消防職員初任教育にあつては履歴書（様式第4号）、その他の消防職員教育にあつては経歴書（第5号様式）を提出しなければならない。
- (2) 各教育課程の受講資格、入校申込手続きに関する基本的事項は、**別表1**「入校資格等の基本的事項」のとおりとし、その他入校申込に関し必要な事項は募集の都度別に定める。
- (3) 任命権者は、各教育課程への入校希望がない場合であっても、入校申込締切日までにその旨を消防学校長（以下「校長」という。）に報告するものとする。
- (4) 消防団員教育への入校手続きにあつては、(公財)奈良県消防協会が別途作成する入校人員配分表に基づき行うものとする。

2 入校者の決定等

- (1) 校長は、校則第8条第2項の規定に基づき、入校者を決定し、その結果を任命権者等に通知する。
- (2) 任命権者等は、入校決定を受けた者が入校できなくなった場合には、速やかにその旨を校長に申し出る（**様式第6号**）ものとする。
なお、つぎの場合にも適用するものとする。
 - ① 入校申込書類の提出後(1)の通知を受けるまでの間において、入校申込みをした者が入校できなくなった場合
 - ② 入校申込みをした者が、教育訓練当日に欠席した場合

第3 入校経費及び納入

- (1) 入校経費は、原則として**別表3**に掲げる金額の範囲において算定することから、納入方法等に別段の指定がある場合を除き原則として各教育課程開始前に、奈良県消防学校教育訓練協議会会長が発行する入校経費請求書に基づき、所定の期限内に口座振り込みにより納入するものとする。
- (2) 前号の規定に関わらず、奈良県消防学校教育訓練協議会会長は、教育期間が長期に及ぶ教育課程については、教育期間の途中で分割請求できるものとする。

第4 入校者の服装及び携行品

- (1) 入校及び登下校時の服装は、消防職団員として清潔で品位を保った身なりを心がけるものとする。
- (2) 消防職員の入校中の服装は、各消防本部服制規則等に定める制服とする。ただし、授業内容に応じ別途指示する場合がある。
- (3) 消防団員の入校中の服装は、各市町村消防団服制規則等に定める活動服とする。ただし、授業内容に応じ別途指示する場合がある。
- (4) 消防職員等の一般的な携行品等については、**別表2**のとおりとする。
- (5) 消防職員初任教育の活動服には、**別紙1**に規定する要領で姓を表示するものとする。

第5 入寮・通学

- (1) 教育訓練期間中は、通学制をとる教育課程を除き、入寮を原則とするものとする。
- (2) 前号の規定にかかわらず、校則第14条但し書きの規定を適用し通学制をとる教育課程は、初任教育以外の教育課程とする。
- (3) 消防職員教育課程への通学については、公共交通機関によるものとする。ただし、入校予定者の車両通学（送迎を除く。以下同じ。）について消防学校長の許可を受けた場合は、この限りでない。なお、初任教育等は車両通学を認めないものとする。

- (4) 前号ただし書きの規定により許可を受けようとする場合には、その学生の任命権者から自動車乗り入れ申請書（様式第8号）を提出し、許可を受けるものとする。
- (5) 第2号の通学制をとる教育課程は、原則として午前8時30分までに登校するものとする。

第6 教育訓練の分担

- (1) 消防団員基礎教育課程における教科目のうち、次表に示す教育訓練は、各市町村が実施するものとする。

各市町村が分担実施する教育			
	教科目	教育訓練内容	時間
教育課程	ポンプ操法	所属消防団において使用するポンプ等の取扱い ポンプ操法の概要 消防ポンプ自動車操法 小型ポンプ操法	2
	火災防ぎよ	警戒区域設定要領	1
	防災	地域特性に応じた危険要素 災害防ぎよ活動の原則	1
	救急救助	心肺蘇生法、搬送法及び救急業務の実際 救急資機材取扱要領 ロープ基本結策	5
	緊急自動車運行管理	消防車両の点検及び整備	1
合計			10

- (2) 各市町村は、前号の教育訓練を修了した場合には、修了者名簿（様式第7号）を消防学校長に提出し、履修の旨報告するものとする。
- (3) 消防学校長は、各市町村が実施した第1号の教育訓練を、消防学校における教科目の修了と認定するものとする。

- 附則 この要綱は平成22年4月1日より適用する。
- 附則 この要綱は平成23年2月1日より適用する。
- 附則 この要綱は平成24年1月1日より適用する。
- 附則 この要綱は平成25年1月1日より適用する。
- 附則 この要綱は平成26年1月1日より適用する。
- 附則 この要綱は平成26年4月1日より適用する。
- 附則 この要綱は平成27年4月1日より適用する。
- 附則 この要綱は平成28年4月1日より適用する。
- 附則 この要綱は平成29年4月1日より適用する。
- 附則 この要綱は平成30年4月1日より適用する。
- 附則 この要綱は平成31年4月1日より適用する。
- 附則 この要綱は令和2年4月1日より適用する。
- 附則 この要綱は令和3年2月1日より適用する。
- 附則 この要綱は令和5年4月1日より適用する。
- 附則 この要綱は令和6年2月1日より適用する。

入校資格等の基本事項

教育種別		入校資格等	入校申込手続き等			提出書類・注意事項	
			入校申請 受付開始	入校申請 受付締切	入校可否 決定通知		
消防職員	初任教育	初任救急総合科 新たに採用された者、若しくは、初任教育を未履修の者で救急担当予定者	入寮日 約2ヶ月前 (別途案内)	入寮日 約1ヶ月前 (別途案内)	入寮日 約半月前	様式第1号 入校申込書(消防職員用)	
						様式第4号 履歴書	
						様式第9号 初任教育学生寸法表	
						注1 様式第6号 入校決定後、入校辞退する場合は、速やかに入校辞退申請書を提出してください。	
	専科教育	救助科	概ね2年、救助業務に従事している者	入校日 約2ヶ月前 (別途案内)	入校日 約1ヶ月前 (別途案内)	入校日 約半月前	様式第1号 入校申込書(消防職員用)
							予防査察科
		幹部教育	初級幹部科				主として消防司令補の階級にある者(消防士長の階級にある者であって部隊又は係の長である者を含む。)
特別教育	無線通信教育	現任消防職員	別途	別途	別途	注1 様式第6号 入校決定後、入校辞退する場合は、速やかに入校辞退申請書を提出してください。	
	3年目研修	採用3年目の消防職員				注2 様式第8号 車両を乗り入れる場合は、自動車乗り入れ申請書を提出してください。	
	気管挿管再講習会	気管挿管認定救急救命士				別途	
		ビデオ硬性挿管用喉頭鏡講習会				別途	
消防団員	基礎教育	消防団員としての経験が概ね3年に満たない者	(公財)奈良県消防協会から各団への受講者数配分の通知があった日	70期 11月15日 71期 12月20日 72期 12月25日	数日前	様式第2号 入校申込書(消防団員用)	
						様式第3号 入校申込書 (消防団指揮幹部科用)	
	専科教育	機関科				消防団員として概ね1年以上の経験を有し、消防車両の運行に従事する予定者	注2 様式第6号 入校決定後、入校辞退する場合は、速やかに入校辞退申請書を提出してください。
	幹部教育	初級幹部科				班長以上の階級にある者	注3 様式第7号 基礎教育の場合、奈良県消防学校入校要綱第6(1)で規定する教科目を修了させ、修了者名簿を提出すること。 なお、入校申込み時において同教科目を修了させている場合には、入校申込書の備考欄にその旨記載し、修了を証明することにより、修了者名簿の提出に代えることができる。
		指揮幹部科 現場指揮課程				部長又は部長と同等の実務経験を有する班長	注4 様式第3号 入校申込書(消防団員指揮幹部科用)の修了状況欄に該当する場合、確実に記入してください。
		指揮幹部科 分団指揮課程				分団長及び副分団長の階級にある者	注5 様式第8号 自動車乗り入れ申請書は不要です。
	特別教育	女性消防団教育				女性消防団員	
自然災害対応教育		消防団員		11月18日			
その他	消防防災研修講座	県、市町村職員等の公務員を対象	別途	別途	別途	別途	
	リーダー研修講座	一定規模の自衛消防隊または一定規模の自主的な防災組織のリーダーを対象					

入校時携行品

教育種別	消防職員										消防団員						
	初任教育	専科教育			幹部教育		特別教育				基礎教育	専科教育	幹部教育			特別教育	
		初任救急総合科	救助科	予防火災調査科	初級幹部科	中級幹部科	無線通信教育	3年目研修	気管挿管再講習	ビデオ喉頭鏡講習			初級幹部科	現場指揮課程	分団指揮課程	女性消防団教育	自然災害対応教育
制服	○	○	○	○	○	△	○										
制帽	○		○		○	○		○									
消防手帳	○		○														
ワイシャツ(白長袖)	●	●	●	●	●	△	●										
ネクタイ	○	○	○	○	○	△	○										
礼式用白手袋	○																
ベルト(制服・活動服用)	○	○	○	○	○	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
黒短靴	●	●	●	●	●	△	●										
活動服	○	○		○	○	△		○	○	○	○	○	○	○	○	○	
防寒衣	○	△	△	△	△		△			△	△	△	△	△	△	△	
アポロキャップ	□	○		○	○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	
防火衣一式	○	○		☆	○	○											
ヘルメット(保安帽)	○	○		○						○	○	○	○	○	○	○	
ヘルメット(火災用タレ付き)	○	○		☆	○	○											
ゴーグル	□	○		○													
皮手袋	○	○		○	○	○										○	
ケブラー強化手袋	○	○		○	○	○											
軍手	□	●								○	○	○	○	○	○		
編上靴	○	○								○	○		○		○	○	
長靴(防火靴代用可)	○	○		○													
運動靴	●	●			●	●				●	●	●	●	●	●	●	
リュックサック	□																
トレーニングウェア(上下)	□	●															
上履き(スリッパ可)	☆	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
雨具	○	○		△													
小綱	□	○															
カラビナ	□	○															
ワークポジション付墜落制止用器具 注①		○															
膝・肘パット		○															
防火フード		△															
水難訓練用資機材一式 注②		○															
水着		●															
健康保険証	○	○	○	○	○	○											
証明写真	☆						☆										
筆記用具	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
印鑑	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
消防関係法規集			○	○	○	○		△									
火災報告取扱要領ハンドブック				○													
その他生活に必要な日用品	●																
その他指示があった訓練用品	☆	☆	☆	☆						☆	☆						

※…○貸与されている物を持参、□消防学校で準備、△必要な方は持参、●私物を持参、☆別途指示。

【消防職員】

- ※…初任教育に関する持ち物の詳細は、別紙1を確認してください。
- ※…活動服に関して、救助科は救助服、救急救命士の講習は救急服。(洗い替え用は活動服で可)
- ※…他に必要な持ち物については、随時連絡します。
- ※…持ち物には必ず名前を記入してください。

【消防団員】

- ※…入校時携行品の詳細は、6-1消防団員教育訓練一覧表を確認してください。

注① ロープ高所作業が可能なフルハーネス型の墜落制止用器具

注② ウェットスーツ一式、シューズ、マスク、スノーケル、フィン、潜水用ウエイト一式

令和6年度 入校経費一覧

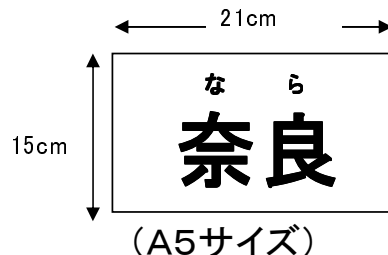
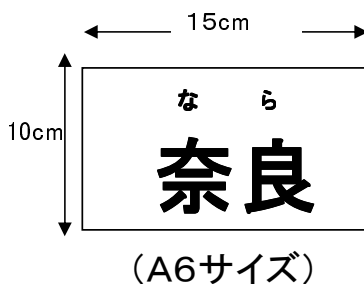
	教 育		入校経費	入 校 経 費 内 訳							入校想定数
	種別	科 目		図書教材費	訓練教材費	被服装備品	校外研修費	資格取得費	共益費	その他	
消 防 職 員	初任教育	初任救急総合科	236,250円	57,750円	28,350円	26,250円	13,650円	88,200円	21,000円	1,050円	入寮(52名)
	専科教育	救 助 科	44,100円	14,700円	14,700円	/	13,650円	/	525円	525円	通学(30名)
		予 防 査 察 科	15,750円	12,600円	/	/	2,100円	/	525円	525円	通学(30名)
	幹部教育	初 級 幹 部 科	19,950円	10,500円	5,250円	/	3,150円	/	525円	525円	通学(30名)
	特別教育	無 線 通 信 教 育	18,900円	4,200円	/	/	/	13,650円	525円	525円	通学(60名)
		3 年 目 研 修	/	/	/	/	/	/	/	/	通学(40名)
消 防 団 員	基礎教育		/	/	/	/	/	/	/	/	通学(48名)
	専科教育	機関科	/	/	/	/	/	/	/	/	通学(48名)
	幹部教育	初級幹部科	/	/	/	/	/	/	/	/	通学(48名)
		指揮幹部科	現場指揮課程	/	/	/	/	/	/	/	通学(48名)
			分団指揮課程	/	/	/	/	/	/	/	通学(48名)
	特別教育	女性消防団教育	/	/	/	/	/	/	/	/	通学(30名)
		自然災害対応教育	/	/	/	/	/	/	/	/	通学(30名)

※上記の経費は、情勢及び入校人数により変更することがあります。

初任教育学生の名札表示と貸与品等の概要



名札表示(例)



※ つぎの要領により、「白色布」に黒マジックで「姓」を表示し活動服に水平に白糸で縫いつけること。

【正面側(A6サイズ)】

- ①位置 左胸ポケット上方の胸部
- ②線の太さ 1cm～1.5cm程度
- ③底辺の余白 3cm程度
残る三辺の余白 各1.5cm程度
- ④字間 1cm程度

【背面側(A5サイズ)】

- ①位置 オレンジ色部の直下部
- ②線の太さ 1.5cm～2cm程度
- ③底辺の余白 4cm程度
残る三辺の余白 各2cm程度
- ④字間 1.5cm程度

◆注意事項

- ①「姓」のふりがなを黒マジックで白色布上部余白に補記すること
- ②1文字の「姓」の場合には、③④の指定に関わらず、左右の余白を適宜確保し2文字姓相当の大きさの字を表示すること

初任教育入校時携行品及び入校後貸与品等の概略表

入校時携行品				入校後貸与品				
番号	項目	摘要	数量	番号	項目	摘要	数量	貸与時期
1	消防手帳		1	1	体操服	ジャージ(長袖・長ズボン・短パン)	各1	4月下旬
2	カッターシャツ	白無地、長袖	2	2	帽子	アポロキャップ	1	入校日
3	制服・ネクタイ	夏・冬用	各1式	3	スリッパ	内履き	1	4月下旬
4	制帽・ベルト	夏・冬用	各1式	4	小綱		1	入校日
5	階級章	制服用	1	5	カラビナ		1	入校日
6	活動服・ヘルム	※名札表示と縫い付け	1	6	コーグル	止め金具を含む	1	入校日
7	ヘルメット	火災用 救急救助用	1式 1	7	キャップライト		1	入校日
8	防火衣		1式	8	リュック		1	入校日
9	靴	黒短靴	1	9	聴診器		1	入校日
		ゴム長靴(又は防火靴)	1	10	ペンライト		1	入校日
		編上靴(又は安全靴)	1	11	保護メガネ		1	入校日
		運動靴	1	12	クリップファイル		1	入校日
		上履き(スリッパ)	1	13	軍手		適当数	随時
10	手袋	礼式用白手袋	1					
		活動用皮手袋	2					
		防火手袋	1					
11	筆記用具等	辞書、計算機を含む	1式					
12	腕時計	秒の計測のできるもの	1					
13	身だしなみ用品	髭剃り、爪切り、裁縫具、靴墨、服用ブラシ	1式					
14	日用品	体温計、常備薬、不織布マスク、座布団、湯呑み等	1式					
15	印鑑	認印(朱肉必要なタイプ)	1					
16	保険証	共済組合員証	1					
17	洗濯・洗面用具	シャンプー、石けん、洗濯洗剤、歯ブラシ等	1式					
18	着替え一式	靴下、Tシャツは黒又は紺色 肌着は白のU、V首(女子は黒又は紺色)	週末までの分					
19	タオル	白の無地	5枚以上					
20	証明写真	3.0cm×2.4cm×2枚 4.5cm×3.5cm×1枚	3					

入 校 申 込 書(消防職員用)

年 月 日

奈良県消防学校長 様

任命権者の職及び氏名

貴校の消防職員 教育 科 (第 期)に下記の者を
入校させたいので、関係書類を添えて申し込みます。

記

階級(職)	(ふりがな) 氏 名	生年月日	備 考

注1) 所定の履歴書を併せて提出すること。(消防職員初任教育以外の専科・その他課程への入校申込にあつては、
経歴書に代えることができる。)

注2) 生年月日及び氏名の振り仮名を補記すること。

注3) 申込みが複数の場合、連記可。

注4) 氏名に外字が含まれる場合、備考欄に記載すること。

注5) 備考欄には特筆すべき内容があれば記載すること。

入 校 申 込 書(消防団員用)

年 月 日

奈良県消防学校長 様

任命権者の職及び氏名

貴校の消防団員 教育 科 (第 期)に下記の者を
入校させたいので、下記のとおり申し込みます。

記

消防団名	階 級	(ふりがな) 氏 名	生年月日	年 齢	備 考

担当者:

TEL:

FAX:

注1) 生年月日及び氏名の振り仮名を補記すること。

注2) 申込みが複数の場合、連記可。

注3) 基礎教育の場合、奈良県消防学校入校要綱第6(1)で規定する教科目を修了させ、同要綱第6(2)に示す修了者名簿を提出すること。なお、入校申込み時において同教科目を修了させている場合には、入校申込書の備考欄にその旨記載し、修了を証明することにより、修了者名簿の提出に代えることができる。

注4) 通学のみとなります。

注5) 公印省略可とする。

注6) 氏名に外字が含まれる場合、備考欄に記載すること。

入 校 申 込 書(消防団員指揮幹部科用)

年 月 日

奈良県消防学校長 様

任命権者の職及び氏名

貴校の消防団員幹部教育指揮幹部科 課程 (第 期)に下記の者を
入校させたいので、下記のとおり申し込みます。

記

消防団名	階 級	(ふりがな) 氏 名	生年月日	年齢	修了状況 (修了済みは☑)
					<input type="checkbox"/> 現場指揮課程(第 期) <input type="checkbox"/> 分団指揮課程(第 期) <input type="checkbox"/> (旧)中級幹部科(第 期)
~~~~~					
					<input type="checkbox"/> 現場指揮課程(第 期) <input type="checkbox"/> 分団指揮課程(第 期) <input type="checkbox"/> (旧)中級幹部科(第 期)

担当者: T E L: F A X:
--------------------------

- 注1) 生年月日及び氏名の振り仮名を補記すること。
- 注2) 申込みが複数の場合、連記可。
- 注3) 指揮幹部科の場合、現場指揮課程と分団指揮課程または、現場指揮課程と(旧)中級幹部科の修了を持って指揮幹部科の修了者となりますので、確実に修了状況を記入すること。
- 注4) 通学のみとなります。
- 注5) 公印省略可とする。
- 注6) 氏名に外字が含まれる場合、当該文字に○を付すこと。

様式第4号 (奈良県消防学校校則第8条関係様式)

履 歴 書

所 属(4月1日現在)		写真添付欄 (写真プリント可) 脱帽 上半身 無背景 たて5cm×よこ4cm 3ヶ月以内に撮影
階級(職名)(4月1日現在)		
(ふりがな) 氏 名		
生年月日(年齢)	年 月 日( 歳)	
現 住 所	〒 -	
最 終 学 歴	年 月 (名称・課程等) (学校教育法第1条の学校、同第124条の専修学校、同第126条の高等専修学校又は 専門学校にかかる最終学歴を記入すること。学校教育法第134条の各種学校や学校教 育法に規定のない自動車教習所、公開講座、フリースクール等は記入しないこと。)	卒 業 卒業見込み 中 退
消 防 歴	年 月	
消防学校歴を含む。	年 月	
その他の履歴 (職歴及び海外協力隊、職業訓練施設、養成所等の活動歴を記入すること)	年 月	
特 技		
消防関係の賞罰		
その他の賞罰		
健 康 状 態		

※健康状態の欄には、入校申込時の健康状態を記入してください。

健康状態、体力や病状、既往症等により教育訓練や寮生活に支障が見込まれる場合や悪化が見込まれる場合は、入校申込みできません。

なお、入校申込み後にこれらに至った場合には、速やかに奈良県消防学校入校要綱第2.2(2)示す入校辞退申出書により報告し、入校辞退してください。

経 歴 書

所 属				
階 級		現在担当部署(係)		
(ふりがな) 氏 名			昭和・平成 年 月 日生( 歳)	
消 防 歴	期 間	所属部署等	担当業務	備 考
健康状態 ※ (教育訓練を受講できる良好な状態であること)				
備 考	※ 消防学校、消防研修等の主な教育訓練、研修受講歴			

※ 健康状態の欄には、入校申込時の健康状態を記入してください。

健康状態、体力や病状、既往症等により教育訓練等に支障が見込まれる場合や悪化が見込まれる場合は、入校申込みできません。

なお入校申込み後にこれらに至った場合には、速やかに奈良県消防学校入校要綱第2.2(2)示す入校辞退申出書により報告し、入校辞退してください。

様式第6号

入 校 辞 退 申 出 書

年 月 日

奈良県消防学校長 様

任命権者の職及び氏名

貴校の消防職員(団員) 教育 科 ( 期)に  
入校を申込みました下記の者について、事情により入校を辞退したいので、よろしくお  
願いします。

記

所属(消 防団)名	階 級	(ふりがな) 氏 名	生年月日	年齢	辞退理由

担当者:

T E L:

F A X:

注1) 辞退が複数の場合、連記可。

注2) 氏名の振り仮名を補記すること。

注3) 口頭通知の後、速やかに電子メールにて公文書(公印省略可)を提出すること。

(E-mail : shobogakko@office.nara.lg.jp)

様式第7号

年 月 日

奈良県消防学校長 様

任命権者の職及び氏名

奈良県消防学校入校要綱第6(1)の規定に基づき所定の教育訓練を実施したので、同要綱第6(2)の規定により、つぎのとおり名簿を提出します。

修 了 者 名 簿

下記の者は、奈良県消防学校入校要綱第6(1)で規定する消防団員基礎教育課程教科目の教育訓練を履修した者であることを証する。

消防団名	階 級	(ふりがな) 氏 名	生年月日	年齢	修了年月日

担当者:  
T E L:  
F A X:

注) 入校申込時において、奈良県消防学校入校要綱第6(1)で規定する教科目をすでに修了させている場合には、入校申込書の備考欄にその旨記載し、履修を証明することにより、この名簿の提出に代えることができる。

様式第8号

自動車乗り入れ申請書

年 月 日

奈良県消防学校長 様

任命権者の職及び氏名

奈良県消防学校 教育 科に入校する  
下記職員に自動車通学をさせたいので、学校への乗り入れ許可について申請します。

記

入校者氏名			
便乗者 氏名	(1)		
	(2)		
	(3)		
期 間			
公用車・私有車 の別		公用車 ・ 私有車	公用車 ・ 私有車
申 請 理 由			





様式第10号

聴 講 申 請 書

年 月 日

奈良県消防学校長 様

任命権者の職及び氏名

つぎの教育訓練について、下記名簿に記載の者を聴講させたいので、ご承認いただきたく、申請します。

教育課程名	消防職員・消防団員 教育 科
開催期	第 期
講義日時	年 月 日 時 分 ~ 時 分
講義時限	第 時限目 から 第 時限目 ( 時限)
教科目・講義	
講師概要	

記

所属名	担当係	階 級	(ふりがな) 氏 名	生年月日	年齢	備 考

担当者:

T E L:

F A X:

注1) 生年月日及び氏名の振り仮名を補記すること。

注2) 申込みが複数の場合、連記可。

注3) 聴講生として相応しい態度・服装(消防職員はネクタイ着用)とし、学校の規程・指示に従うこと。

## 2 入校申込み手続き等

### 1 教育訓練を受講する場合の入校申込み条件(各科共通)

入校の申込み(聴講の申込みを含む。以下同じ。)をされる場合には、次の事項について予め入校希望者にご承知おきいただいたうえで、申込手続きすることを条件としますので、**事前に入校者の意向を確認のうえ、入校申込書を提出してください。**

#### (1) 入校申込みの条件

本校は、使用条件として別に定めた施設・設備等の使用上のきまりや共用施設・設備等の共用上のきまり(寮室、浴場、洗面、便所、食堂等すべて共用です。)、また日課として定めた定刻に共同実施しなければならない作業(清掃、食事、食事当番・点呼等)があり、加えて共益や規律保持のため、火気物や酒類・薬物等(治療用を除く。)の持ち込み及び酒気帯び状態での立入りを禁止しており、外出や来訪者、携帯電話の使用についても制限しており、これらはすべての入校者(聴講者を含む。)に遵守していただくことを入校申込みの条件としています。

なお**入寮者に対しましては、就寝、起床、食事や入浴の開始・終了等の時刻や方法の指定及び外出等の各種制限も定めています。**

**これらの使用条件や日課は、自主訓練として実施することを入校申込みの条件としておりますので、了解いただけない方は入校申込みできません。**

また、これらの使用条件や日課に基づく役務等は、報酬等の対価の対象とはなりませんので、了解願います。

#### (2) 違反行為等

違反等の不適切行為に対しては、指導や警告を与える場合、原状回復その他の作業を命じる場合、隔離、使用制限、退去(入寮者にあつては退寮)等の措置を執る場合があります。

また校則の規定に基づく学務上の懲戒処分を行う場合があります。

## 2 入寮と通学の制度

教育訓練の種類等の条件に応じて、原則入寮又は通学と、その方法が指定されており、入校者はその指定した方法にしたがっていただきます。

### (1) 入寮制度を採用している教育訓練の種類等

入寮の制度は、消防職員のみとなります。

#### ① 「原則入寮」とする制度

原則として入校生は入寮し、集団規律生活を共同して実践することを入校の前提条件とするもので、つぎの教育課程に適用します。

## ○消防職員 初任教育 初任救急総合科

上記教育課程の入校に際して、入寮を希望しない又は入寮できない若しくは入寮させない場合等は、特別の事情を申し立てることができます。詳細は**(2)②入寮を希望しない又は入寮できない若しくは入寮させない場合等**を参照してください。

また、上記教育課程の入校希望者であっても、初任救急総合科における救急教育のみ履修を希望する職員は通学とします。

なお、その他の職員でその職員及び任命権者が入寮を希望する場合は、入校申込時において書面により入寮の希望を申し出ることができます。

## (2) 入寮に関して

### ① 入寮とする目的

教育訓練時間以外の時間帯を寮で過ごし、集団規律生活を共同で実践することにより、団体行動と協調性及び団体規律保持の自主訓練効果を期待するものです。

このため学校は、寮での集団規律生活が実践可能な「集団規律生活の自主訓練環境」を提供するとともに、各寮生が自主訓練生活に積極的に取り組めるよう、必要に応じ教育指導等の援助を行います。

### ② 入寮を希望しない又は入寮できない若しくは入寮させない場合等

入校申込時において、特別の事情を申し立てる(様式不問)ことができます。

申し立てについて、特別の事情を斟酌し入寮を免除する必要があると校長が判断した場合には、例外的に通学により入校を認める場合があります。

また共同生活又は管理運営上支障があると校長が認める場合には、入寮させない措置(入寮後にあつては退寮又は使用停止若しくは使用制限等の措置)を執る場合があります。

なお、現時点において本校は性別の完全分離が不十分であり、これらに伴うリスク・不便不都合その他の条件を入校希望者に対し、事前に説明願います。

### ③ 特記事項

- ・寮室は相部屋(カプセルベッド設置)です。
- ・洗面用具、着替え等の自己調達物品は、金銭とともに寮室内個人用鍵付きロッカーにおいて、自己管理となります。

### 3 入校申込書等文書の電子メール利用について

#### ○ 電子メールによる入校申込書等の提出

学校の指定したメールアドレスで受信したもので、発信側の送信した事実を電話にて確認し、受信した電子メールデータに特段疑義がなければ**入校申込書として受付**します。

##### 1 送受信データ

(1)写真等を含む「.pdf」等画像データ

(2)入校申込書等の公印指定文書で「公印別途」の奥書付文書の「.pdf」等画像データ

(3)入校申込書等の公印指定文書で「公印別途」の奥書付文書の「.doc」等文書データ

※(3)の文書ファイルデータとして入校申込書データを送受信する場合、姓名等の文字化けの可能性があるため、「.pdf」等画像データを原則とします。

##### 2 特記事項

.pdf、.bmp 形式又は.doc 等のポピュラーなソフトウェアで、かつ双方が正確に認識できる場合のみを受理の基本とします。

また、入校申込書等のデータを本校に送信された場合には、直ちに電話により送信した旨連絡し「正常受信と入校申込データの受付の確認を要すること。」としますので、急を要する場合を除き原則として、送受信の時間帯は**平日の8:30～17:15**までとします。

#### ○ その他

事務処理の迅速化のため、当校から各任命(事務取扱)権者に対し発送する「入校決定通知」等の連絡文書は、基本的に電子メール(.pdf又は.doc等)により送付いたします。

お手数ですが、各任命(事務取扱)権者は、送付先のメールアドレス等を当方に通知してください。また送付先の変更等の場合には、上記に準じ速やかにご連絡願います。

当方指定のメールアドレスは、 [shobogakko@office.pref.nara.lg.jp](mailto:shobogakko@office.pref.nara.lg.jp)

## 参考(学校からの決定通知)

文 書 番 号  
〇〇年〇〇月〇〇日

任命権者 あて

奈良県消防学校長  
(公 印 省 略)

### 入校申込にかかる決定通知書

奈良県消防学校教育訓練の入校申込書により提出のありましたことについて、下記のとおり決定したので通知します。

#### 記

##### 1 決定内容

- (1)年度・教育課程(科)・会期 〇〇年度 〇〇〇〇教育(第〇〇期)  
(2)入校決定人数 〇〇名

- 2 詳細事項 提出された入校申込書のとおり、全員を決定した。

## 参考(学校からの決定通知)

文 書 番 号  
〇〇年〇〇月〇〇日

任命権者 あて

奈良県消防学校長  
(公 印 省 略)

### 入校辞退申出にかかる決定通知書

奈良県消防学校教育訓練の入校辞退申出書により提出のありましたことについて、下記のとおり決定したので通知します。

#### 記

##### 1 決定内容

- (1) 年度・教育課程(科)・会期 〇〇年度 〇〇〇〇教育(第〇〇期)  
(2) 入校辞退人数 〇〇名

##### 2 詳細事項

不選となった者、取り消された者

〇〇〇〇 〇〇〇 〇〇 〇〇

訂正となった者、訂正事項

訂正前 〇〇〇〇 〇〇〇 〇〇 〇〇

訂正後 〇〇〇〇 〇〇〇 〇〇 〇〇

## 4-1 消防職員初任教育入校申込みの留意事項(基礎体力等)

初任教育開始時点で目安とする基礎体力レベルや注意すべき健康管理等の事項

### ○ 初任教育開始時点の目安としている基礎体力

初任教育の開始段階での基礎体力は以下を参考にしてください。

#### 1 初任教育で体力を要する訓練等

- ①「体育(10 km マラソン、20 km マラソン、駅伝等)」 ②「救助訓練」 ③「消防活動訓練」  
④「消防活動応用訓練」 ⑤「選択研修(山岳歩行)」 ⑥「選択研修(夜中行進)」

#### 2 初任教育スタート時点の体力錬成

(1) 体育での体力錬成メニュー例

①	消防体操・準備体操		20分
②	持久走(校内1周約200m)	約4km	24分
③	持久走(校外)	約10km	60分
④	筋力トレーニング サーキット・トレーニング スクワット(かがみ跳躍) 腕立て伏せ 腹筋・背筋	1セット30～50回 3セット	トータル 50分
⑤	ストレッチ		20分

(2) 体育以外の体力消耗等

- ① 各実科訓練前の防火衣・ヘルメットを着装した歩調駆け足(持久走)  
② サーキット・トレーニング  
③ 毎朝の体操・ランニング等  
④「救助訓練」「消防活動訓練」等実科訓練での体力消耗  
⑤ 寮生活での日課、当直業務等での体力消耗

※ 支障なく初任教育をスタートするためには、これらに対応できる基礎体力が必要となります。入校までに十分な準備をさせておいてください。

#### 3 その他

上記の体力錬成以外にも、身体各部位にかなりの負荷をかける訓練が多数あり、特に加療中の疾患または既往症がある場合は、再発する可能性が高く、訓練を継続することが困難となる場合が多々あります。また、長期の加療や既往症再発の内容によっては学校生活に支障がある場合も想定されます。従って、事前に医師と相談し、学校生活及び教育訓練に支障がないことを確認しておいてください。

なお加療中の疾患または既往症については、学校生活及び教育訓練への影響の観点から、入校後状況について聴取を行います。

①	入校期間中は、原則として通院できないこと。
②	本校では食事療法は、できないこと。
③	上記の体力錬成等を実施すること。 (メニューはスタート時点のもの。以降、 <b>増加</b> します。)
④	各種実科訓練を実施すること。
⑤	20kmマラソンを実施すること。
⑥	夜中行進訓練(14時間)及び山岳歩行訓練(7時間)を実施すること。



## 4-2 消防職員初任教育入校申込みの留意事項(健康診断書等)

初任教育入校申し込みに際しての健康診断書の留意事項

### 1 健康診断書

- ・ 健康診断書は、入校申込日前3か月以内のものに限る。
- ・ 健康診断書は、なるべく公的医療機関等の発行する診断書が望ましい。
- ・ 検査の結果、要再検査(要精検)と診断された者については、直ちに再検査(精検)を行い、結果を提出すること。要治療とされた場合は治療を済ませること。
- ・ 健康診断書は原本を原則とする。但し任命権者が原本証明した場合写しでも可

### 2 健康診断書の記載内容

下記の検査事項は、必ず記載をお願いします。

- 胸部 X 線検査所見
- 伝染病疾患の有無
  - ① 肺結核の喀痰抗菌検査若しくは胸部 X 線検査
  - ② B型、C型肝炎の血液検査
  - ③ 本人申告に対する検査又は所見等
- 血圧値
- 運動機能障害(あれば詳細に記載)
- 循環器系疾患
  - ① 心電図検査 ② 肝機能障害 ③ 血中脂質検査 ④ 尿検査(糖・蛋白) ⑤ 貧血
- 視力
- 聴力
- 既往症
- その他、特異なこと
- 総合所見

## 5 消防団員教育の注意事項等について

### 1 申込みの手続き等

消防団員教育の申込み及びその他手続き等に関しましては、本書のほか令和6年度教育訓練実施計画書を参照願います。

### 2 留意事項

次の事項について、特に御留意願います。

#### (1) 通学制度について

消防団員教育は、通学のみの運用とし、入寮制度は設けておりませんので、御了承のほどよろしく願います。

#### (2) 女性消防団員の受講推進について

女性消防団員に限定した特別教育女性消防団員教育は、今後も継続して実施する予定ですが、その他の消防団員を対象としたすべての教育訓練につきましては、性別に対する教育訓練上の特段の区別を設定せず、男女共学として実施します。「女性消防団員」におかれましても奮って御参加いただきますよう、御配慮のほどよろしく願います。

#### (3) 自動車通学について

本校では、自家用自動車による通学を原則認めておりませんが、消防団員教育の入校者に限り、通学のための乗入れ時の校内駐車について、その利便を考慮し、特に制限をしておりません。

校内の緑帯やグラウンドの端等に駐車の良い余地があり、事実上駐車は可能で、教育訓練に支障のない範囲内で、入校者の皆さんが駐車されております。(自動車乗り入れ申請不要)

但し、駐車車両にかかる事故、盗難、損壊、その他事件等につきましては、本校はその責を一切負いませんので、入校者の皆さんに御承知おきいただきたく、御案内のほどよろしく願います。

※上記のことについては、入校者に必ず事前周知していただきますよう、御協力よろしく願います。

#### (4) 入校に関して(下記について入校予定者にお伝え下さい。)

##### ① 入校の受付

入校の受付は、教育ごとに指定された時間の中に、本校で実施しますので、御本人が直接受付を済ませてください。なお、開門は、午前8時30分からとします。

感染症の状況等を勘案し、受付時、検温をさせていただく場合があります(体温37.5℃以上の方は入校を控えていただきます。)。また、体調不良、発熱、風邪症状のある方は入校をお控えください。

## ② 入校中の心構えについて

- ア 入校中は学校のきまりを守るとともに、担当教官及び学校職員の指示に従ってください。
- イ 学生の外出は原則として禁止です。
- ウ 授業中携帯電話は、電源を切るかマナーモードにさせていただき、使用は禁止です。(休憩時間のみ使用可能です。)
- エ 当施設には、貴重品保管庫等はありません。貴重品は、自己管理してください。

## ③ その他

**学生の総代又は副総代、あるいは指揮者等の「役職」を指名される場合があるので、心づもりをしておいてください。**

なお、持ち物については、P4別表2を参照し、忘れ物がないよう注意してください。

## (5) 消防学校入校要綱中「第6 教育訓練の分担」について

消防団員基礎教育につきましては、消防学校で実施する基礎教育と市町村で分担実施するつぎの消防団員教育とをあわせて、基礎教育の履修とします。

要綱の規程に基づき市町村で実施する教育訓練は、地域特性にかかるとより効率的な教育訓練として実施するもので、教育訓練の概要はつぎの表のとおりです。

<b>1 ポンプ操法</b> <b>消防ポンプ操法の概要</b> (1)所属団において実際に使用するポンプ等の扱い (2)ポンプ操法の概要 (3)消防ポンプ自動車操法 (4)小型ポンプ操法 ※各市町村消防団において実際に使用するポンプ等の取扱いを実技訓練の実施により修得させる。	<b>2時間</b>
<b>2 火災防ぎょ</b> 概要 警戒区域等設定要領	<b>1時間</b>
<b>3 防 災(現場活動要領)</b> <b>現場活動要領</b> (1)地域特性に応じた危険要素 (2)地域特性に応じた災害防ぎょ活動の原則 各市町村消防団の属する地域の消防活動上、留意すべき条件、要素及びその災害活動の知識を理解させる。	<b>1時間</b>
<b>4 救急救助</b> <b>(1)救急法</b> 心肺蘇生法、搬送法 心肺蘇生法およびそこでの救急業務の実際を体得 ※普通救命講習に準じた実技訓練の実施により修得させる。 <b>(2)救助法</b> ロープ基本結索 救助資機材取扱要領 ※救助に関する基本結索や積載資機材取り扱い等を、実技訓練の実施により修得させる。	<b>5時間</b>
<b>5 緊急自動車運行管理</b> 道路運送車両法 消防車両の点検及び整備	<b>1時間</b>
<b>合 計</b>	<b>10時間</b>

## 6-1 消防団員教育訓練一覧表

教育課程	開催期	開催日程	最低催行人員設定	携行品詳細										特記事項等		
				筆記用具	活動服	アポロキヤップ	ヘルメット	長靴又は編上靴	保護手袋	運動靴	防寒衣	上履				
								※1	※2	※3	※4	※5	※6			
消防団員教育	基礎教育	第70期	R6.12.14(土)~12.15(日)	10名	○	○	○	○	○	○	○	○	○	入校受付(時間厳守) 午前8時30分~ 午前8時50分  開門も午前8時30分からとします。		
		第71期	R7.1.22(水)~1.23(木)	10名	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
		第72期	R7.1.25(土)~1.26(日)	10名	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	専科	機関科	第49期	R6.12.10(火)~12.11(水)	10名	○	○	○	○	○	○	○	○			
	幹部教育	初級幹部科	第20期	R7.2.1(土)~2.2(日)	10名	○	○	○	/	/	○	○	○			○
		指揮幹部科 現場指揮課程	第9期	R6.12.21(土)~12.22(日)	10名	○	○	○	○	○	○	○	○			○
		指揮幹部科 分団指揮課程	第10期	R7.1.29(水)	10名	○	○	○	/	/	○	○	○		○	
	特別教育	女性消防団 教育	第7期	R6.12.7(土)	5名	○	○	○	○	○	○	○	○		○	入校受付(時間厳守) 午前9時20分~午前9時40分
		自然災害 対応教育	第6期	R6.12.18(水)	5名	○	○	○	○	○	○	○	○		○	入校受付(時間厳守) 午前9時10分~午前9時30分
※1	タレなし、貸与されていない方には、貸し出しできます。															
※2	女性消防団教育は運動靴でも可能です。															
※3	軍手でも可能です。															
※4	雨天時、屋内訓練場で使用します。															
※5	冬期のため必要な方は持参してください。															
※6	スリッパ等、屋内用運動靴の使用も可能です。															

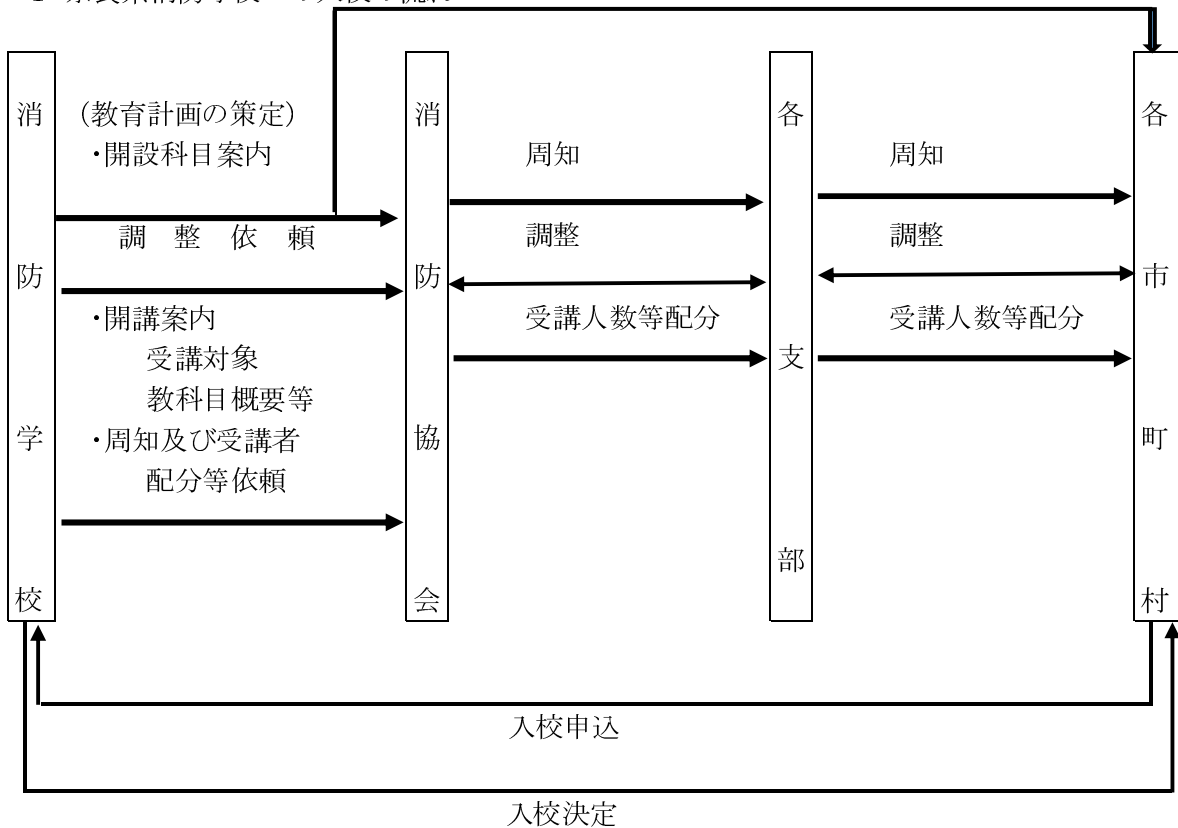
➤教育訓練中の昼食は、原則として当校が入校者の負担で一斉発注した食事を摂取して頂きます。アレルギー体質や摂取制限がある場合など、一斉発注による食事が支障となる場合には自己調達となりますので、必ず入校申込時に申し出てください。

➤定員欄に「最低催行人員設定」と記載ある教育訓練は、入校申し込み者数とその人員に満たない場合休講とします。なおこの場合、入校決定は取消されます。

➤午前8時30分以前に到着されましても、門は開いておりませんので、御注意願います。

## 6-2 消防団員教育について(フローチャート)

### 1 奈良県消防学校への入校の流れ



#### 各機関の役割

##### 消防学校

- 開設科目・開講案内
- 周知・受講者調整等協力依頼
- 入校決定手続き

##### 消防協会

- 各支部への周知、調整、受講人数等配分

##### 消防団各支部

- 受講者数調整

##### 各市町村

- 入校申込

### 2 消防団員の入校手続き

- (1)各市町村から別紙様式により奈良県消防学校に入校申込書を提出
- (2)申込書は申込期日・時間までに奈良県消防学校へ必着
- (3)申込書の到着が遅れる場合は必ず事前連絡
- (4)奈良県消防学校は入校要件等を確認のうえ、入校決定
- (5)奈良県消防学校から各市町村に入校決定を通知

## 6-3 消防団員教育標準校時表

### 消防団員教育 校時表

(教育訓練等の進捗状況により、多少前後することがあります。)

○基礎教育

○幹部教育 指揮幹部科 現場指揮課程

時間	1日目	時間	2日目
8:30~8:50	入校受付		
9:10~9:30	入校式 ガイダンス	9:30~9:40	朝礼
9:40~10:20	第1限	9:40~10:20	第1限
10:30~11:10	第2限	10:30~11:10	第2限
11:20~12:00	第3限	11:20~12:00	第3限
12:00~13:00	昼食	12:00~13:00	昼食
13:00~13:40	第4限	13:00~13:40	第4限
13:50~14:30	第5限	13:50~14:30	第5限
14:40~15:20	第6限	14:40~15:20	第6限
15:30~16:10	第7限	15:30~15:50	修了式
16:10~16:30	清掃・終礼	15:50~16:10	清掃

○専科教育 機関科

時間	1日目	時間	2日目
8:30~8:50	入校受付		
9:10~9:30	入校式 ガイダンス	9:30~9:40	朝礼
9:40~10:20	第1限	9:40~10:20	第1限
10:30~11:10	第2限	10:30~11:10	第2限
11:20~12:00	第3限	11:20~12:00	第3限
12:00~13:00	昼食	12:00~13:00	昼食
13:00~13:40	第4限	13:00~13:40	第4限
13:50~14:30	第5限	13:50~14:30	第5限
14:40~15:20	第6限	14:40~15:00	修了式
15:20~15:40	清掃・終礼	15:00~15:20	清掃

○幹部教育 初級幹部科

時間	1日目	時間	2日目
8:30~8:50	入校受付		
9:10~9:30	入校式 ガイダンス	9:00~9:10	朝礼
9:40~10:20	第1限	9:10~9:50	第1限
10:30~11:10	第2限	10:00~10:40	第2限
11:20~12:00	第3限	10:50~11:30	第3限
12:00~13:00	昼食	11:40~12:00	修了式
13:00~13:40	第4限	12:00~12:20	清掃
13:50~14:30	第5限	※2日目の昼食はありません	
14:40~15:20	第6限		
15:30~16:10	第7限		
16:20~17:00	第8限		
17:00~17:15	清掃・終礼		

○幹部教育 指揮幹部科 分団指揮課程

時間	1日のみ
8:30~8:50	入校受付
9:10~9:30	入校式・ガイダンス
9:40~10:20	第1限
10:30~11:10	第2限
11:20~12:00	第3限
12:00~13:00	昼食
13:00~13:40	第4限
13:50~14:30	第5限
14:40~15:20	第6限
15:30~16:10	第7限
16:20~17:00	第8限
17:10~17:50	第9限
18:00~18:20	修了式
18:20~18:40	清掃

○特別教育 女性消防団員教育

時 間	1 日のみ
9:20～ 9:40	入校受付
10:00～10:20	入校式・ガイダンス
10:30～11:10	第1限
11:20～12:00	第2限
12:00～13:00	昼 食
13:00～13:40	第3限
13:50～14:30	第4限
14:40～15:20	第5限
15:30～16:10	第6限
16:20～16:40	修了式
16:40～17:00	清掃

○特別教育 自然災害対応教育

時 間	1 日のみ
9:10～ 9:30	入校受付
9:50～10:10	入校式・ガイダンス
10:20～11:00	第1限
11:10～11:50	第2限
11:50～12:50	昼 食
12:50～13:30	第3限
13:40～14:20	第4限
14:30～15:10	第5限
15:20～16:00	第6限
16:10～16:30	修了式
16:30～16:50	清掃

## 7 開催日について「別途協議」としている教育訓練について

### 1 開催日について「別途協議」としている教育訓練

県民普及教育講座

### 2 事前協議

ある程度のニーズと開講の効果を事前検証したうえで、開講の可否を決定いたします。開講の決定にあわせて、実施時期、教育内容、レベル、人員等を指定いたします。開講の可否決定には、任命(事務取扱)権者からの開講希望の事前協議を要します。この事前協議内容の審査・検証、可否決定及び開講詳細の指定には、ある程度の期間を要するため、少なくとも入校を希望される時期より3ヶ月以前に、学校に事前協議してください。

#### 【事前協議事項】

- (1)入校希望者の見込人数と性別、入校希望者の職種等
- (2)希望するカリキュラム、レベル、ウエイト等
- (3)その他学校が必要とする事項

※事前協議は、日時の調整が必要です。事前に教育指導係長まで御連絡ください。

### 3 その他

- (1)入校申し込み手続き等は、開講の決定後に別途指定いたします。
- (2)翌年度以降において、開講希望の予定がある場合には、情報提供をお願いします。

## 8 県民普及講座実施要領

### 1 県民普及教育講座

県、市町村職員等の公務員を対象とした消防・防災に関する知識の普及をめざす教育訓練とし、一定規模のニーズがあれば開講を希望する地方公共団体等の職員に対し実施する教育訓練とする。

### 2 リーダー研修講座

一定規模の自衛消防組織または一定規模の自主的な防災組織のリーダーを対象とした消防・防災の基礎的知識及び組織指導者として必要な知識・技能の普及をめざす教育訓練とし、一定規模のニーズがあれば開講を希望する自衛消防組織又は自主的な防災組織に対し実施する教育訓練とする。



## 令和6年度県民普及教育講座 実施要領

教育課程		時間	日数	回数	定員	入寮 通学	開催期	開催日	受講資格	特記事項等
県民普及教育講座	消防防災研修講座	7	1	—	—	通学	—	別途協議	※県・市町村職員等の一定規模研修として実施	・ ニーズに合わせてカリキュラムを編成
	リーダー研修講座								※自衛消防組織、自主防災組織等の一定規模研修として実施	
<b>教育訓練の概要</b>										
基礎教育	教育の目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災等に必要な知識等の習得</li> <li>・ 自衛消防組織及び自主防災組織のリーダーまたは指導者として各組織を指導するため必要な消防・防災に関する知識・技能の養成を図る</li> </ul>								
	教育の内容 (選択実施)	(1)災害の基礎知識								
		(2)一般防火、防災管理及び対策等の基礎知識								
		(3)訓練礼式の基本								
		(4)救急法としての搬送法や心肺蘇生法等								
		(5)地域防災力向上のための基礎知識								
		(6)安全管理								
服装	訓練中は作業服、作業帽が基本。									
その他										
摘要	受付	基本的な時間 午前8時30分～午前9時00分入校受付 午前9時30分入校式。								
	入校経費	別途								
	その他									